那須町 Press Release



令和5年7月26日

リサイクルを促進! 使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業を実施します

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まり、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化(リサイクル)に努めることとされました。

これを受けて、町では、プラスチックの収集やリサイクルに向けた課題を検証し、令和 6 年度からの使用済プラスチック使用製品の本格回収を実施するため、使用済プラスチック使用製品の分別回収実証事業を実施いたします。

記

1 実施日

令和5年9月~令和6年2月(各第4日曜日)

実施日:9/24、10/22、11/26、12/24、1/28、2/25 計6回

2 実施時間午前9時~正午(3時間)

3 回収場所クリーンステーション那須

4 回収品目 使用済プラスチック使用製品(詳細は別紙のとおり)

5 事業協力リバー(株) 那須事業所

6 回収(処理)費用 実証事業の為、町の費用負担なし

所 管 課・係	担 当 者		
	職名	氏 名	連絡先
環境課 環境衛生係	課長補佐兼係長	常盤隆彦	0287-72-6916